



2020年5月20日

各位

会社名 日本商業開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 松岡 哲也
(コード番号 3252 東証・名証第一部)
問合せ先 人事総務本部長 田中 貴博
(TEL 06 - 4706 - 7501)

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年6月25日開催予定の当社第20期定時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示いたしております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものであります。

(2) 移行の時期

2020年6月25日開催予定の当社第20期定時株主総会において、必要な定款変更が原案どおり承認された場合、同日付で、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款変更

(1) 定款変更の目的

上記のとおり監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、その他の所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2020年6月25日(木) 予定
定款変更の効力発生日	2020年6月25日(木) 予定

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2～3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p style="text-align: center;">2～3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 20 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第28条 <u>当社の監査役は、3名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行</u></p>	<p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行	変更案
う。	
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></u></p>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の</u></p>

現 行	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第<u>30</u>条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>31</u>条～第<u>32</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第<u>33</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 <u>1</u> 条 <u>当社は、第20期定時株主総会終結前の行為に関し、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>